

# 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

公表対象期間：平成26年11月1日～平成27年10月31日

NO	閲覧年月日	閲覧申出者 閲覧委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
1	平成27年4月16日	株式会社フィディア情報システムズ 秋田県健康福祉部	在宅における医療・介護に関する県民意識調査	20歳以上の男女 15名
2	平成27年6月5日	株式会社フィディア情報システムズ 秋田県健康福祉部	健康づくりに関する調査	20歳以上の男女 16名
3	平成27年8月10日	株式会社アキタネット 秋田県健康福祉部	平成27年度 健康づくりに関する調査	20歳以上の男女 15名
4	平成27年9月15日	一般社団法人 情報センター 内閣府政策統括官	平成27年度食育に関する意識調査	20歳以上の男女 14名